

第 30 号
平成 28 年 4 月 19 日

厚生労働大臣 殿

基金番号 東基第 0449 号
東京都墨田区両国 4 丁目 36 番 6 号
東日本硝子業厚生年金基金
代表清算人 小林 英一

厚生年金基金の解散（又は代行返上（過去返上））の認可に伴う
責任準備金相当額の報告について

厚生年金基金が解散（又は代行返上（過去返上））の認可を受けたことに伴い、責任
準備金相当額に関し、下記とおり書類を提出します。

記

1 納付することとなる額 27,826,157,260 円
※前納済額を除いて記載すること。

2 添付書類

(1) 責任準備金相当額の納付に関する書類
(別紙) のとおり

(2) 添付書類（該当する書類の□にレを記入）

様式第 1 号（年金経理の財産目録）及び根拠書類

様式第 3 号その 1（平成 25 年改正法附則第 8 条に規定する責任準備金相当
額の総括表）

様式第 6 号（責任準備金相当額の特例の額及びその算出の基礎となる事項
を示した書類）

(参考) 解散又は代行返上（過去返上）認可日 平成 28 年 1 月 27 日

通常解散・代行返上（過去返上）・納付額特例・納付猶予特例

※該当部分に○を付すこと。

責任準備金相当額の納付に関する書類

1 解散又は代行返上(過去返上)認可時の責任準備金相当額(様式第3号から転記)

責任準備金相当額	27,826,157,260円	(a)
----------	-----------------	-----

※ 該当がない場合は「-」とする。

2 納付額特例解散認可時の責任準備金相当額(様式第6号から転記)

責任準備金相当額の特例の額	円	(b)
---------------	---	-----

※ 該当がない場合は「-」とする。

3 特例解散認可時の年金給付等積立金の額(様式第1号から転記)

年金給付等積立金の額	円	(c)
------------	---	-----

※ 年金経理の資産勘定の額から負債勘定の額を控除した額

※ 該当がない場合は「-」とする。

4 減額責任準備金相当額

(b)と(c)のうちいずれか大きい額	円	(d)
--------------------	---	-----

※ 該当がない場合は「-」とする。

5 解散又は代行返上(過去返上)前に前納した場合は、当該前納年月日及びその金額

前納年月日	前納金額
平成 年 月 日	—
平成 年 月 日	—
平成 年 月 日	—
計	—

※ 該当がない場合は「-」とする。

6 納付することとなる額

27,826,157,260円	(f)
-----------------	-----

7 納付することとなる額の合理性の確認

(1) 通常解散、代行返上(過去返上)の場合

(a) - (e) - (f)	0円	= 0
-----------------	----	-----

納付しようとする額と前納済額との合計額が、責任準備金相当額と同額になっていることを確認。

(2) 納付額特例のみの特例解散の場合

(d) - (e) - (f)	円	= 0
-----------------	---	-----

減額納付しようとする額と前納済額との合計額が、減額責任準備金相当額と同額になっていることを確認。

(3) 納付猶予特例解散の場合

(a)又は(c)のいずれか小さい額	円	(g)
-------------------	---	-----

(g) - (e) - (f)	円	= 0
-----------------	---	-----

納付しようとする額と前納済額との合計額が、責任準備金相当額又は年金給付等積立金額のいずれか小さい額と同額になっていることを確認。

(様式第3号)
(その1)

(0449)

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の総括表

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額

27,826,157,260 円

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第1号に規定する額	①	29,208,484,199
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第2号に規定する額	②	17,427,921,447
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の5に規定する額	③	24,868,963,414
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号から第5号の4に規定する額	④	55,917,689
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号の5から第5号の8に規定する額	⑤	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第7号から第7号の6に規定する額	⑥	28,688,660,907
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第8号から第8号の6に規定する額	⑦	11,307,007,029
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第9号から第9号の5に規定する額	⑧	3,567,074,645
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第11号に規定する額	⑨	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第12号及び第12号の2に規定する額	⑩	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第13号に規定する額	⑪	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第14号に規定する額	⑫	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第15号に規定する額	⑬	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第16号に規定する額	⑭	58,042,765
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第18号に規定する額	⑮	147,483,487
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第18号の2に規定する額	⑯	261,827,630
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第19号に規定する額	⑰	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第19号の2に規定する額	⑱	0
平成26年厚生労働省告示第95号附則第4項の規定により合算した額	⑲	0
平成26年厚生労働省告示第95号附則第4項の規定により控除した額	⑳	0
平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額	㉑	27,826,157,260

(注1) ㉑=①+②+③+④+⑤-⑥-⑦-⑧+⑨-⑩+⑪-⑫+⑬-⑭+⑮-⑯+⑰+⑱-⑳

(注2) ⑮及び⑯は、これらを加味することを選択した基金のみ記入するものであること。

(注3) ⑰及び⑱は、前納を行った基金のみ記入するものであること。

(注4) ⑲及び⑳は、整備等省令第43条に規定する解散計画を提出し、かつ、納付計画の承認申請を行う又は納付計画の承認を受けた基金のみ記入できるものであること。